

令和5年第2回

東紀州環境施設組合議会定例会会議録

令和5年9月28日（火）開会

令和5年9月28日（火）閉会

東紀州環境施設組合議会

令和5年第2回東紀州環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
管理者挨拶	2
開 議	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案の上程	
議案第7号	3
議案第8号	4
議案第9号	8
一般質問	8
8番 世古 正君	8
1 事業系ゴミ質問題について	
2 生活環境影響調査について	
6番 岡村 哲雄君	21
1 ごみ処理施設整備基本計画の施設規模（64 t/日）の検討について	
閉 議	32
管理者挨拶	32
閉 会	33
署名議員	34

令和5年第2回東紀州環境施設組合議会定例会会議録

日時 令和5年9月28日(木)午前10時

場所 尾鷲市民文化会館 ギャラリー兼小ホール

○出席議員 10名

1番	仲	明	君	2番	南	靖	久	君			
3番	久	保	智	君	4番	畑	中	新	子	さん	
5番	入	江	康	仁	君	6番	岡	村	哲	雄	君
7番	山	本	章	彦	君	8番	世	古	正	君	
9番	向	井	健	雅	君	10番	奥	峪	康	之	君

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管	理	者	加	藤	千	速	君							
副	管	理	者	河	上	敢	二	君						
副	管	理	者	尾	上	壽	一	君						
副	管	理	者	大	畑	覚	君							
副	管	理	者	西	田	健	君							
監	査	委	員	加	藤	克	英	君						
会	計	管	理	者	野	地	敬	史	君					
事	務	局	長	福	屋	弘	樹	君						
事	務	局	次	長	林	直	幸	君						
事	務	局	次	長	兼	総	務	係	長	竹	内	秀	方	君
事	務	局	業	務	係	長	上	村	健	一	君			
尾	鷲	市	環	境	課	長	民	部	泰	行	君			
熊	野	市	環	境	対	策	課	長	濱	中	拓	也	君	
紀	北	町	環	境	管	理	課	長	垣	内	洋	人	君	
御	浜	町	生	活	環	境	課	長	西	栄	二	君		
紀	宝	町	環	境	衛	生	課	長	中	家	嗣	仁	君	

○職務のため出席した者

事	務	局	主	事	辻	頼	人	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○議事日程

日程第1	仮議席の指定
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5 議案第7号	令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について
日程第6 議案第8号	令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第7 議案第9号	専決処分の承認について（三重县市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重县市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議）
日程第8	一般質問

午前 10時00分 開会

開 会

○議長（久保智君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和5年第2回東紀州環境施設組合議会定例会を開会いたします。開会にあたり、管理者から挨拶があります。管理者。

管理者挨拶

○管理者（加藤千速君） 皆さま、おはようございます。開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。議員の皆さまには、令和5年第2回東紀州環境施設組合議会定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。さて、広域ごみ処理施設整備事業の進捗についてでございますが、昨年5月から1年にわたり実施しました、生活環境影響調査について結果を取りまとめましたので、去る8月24日に尾鷲市立中央公民館にて住民説明会を開催しました。現在はその調査結果について縦覧及びパブリックコメントを実施中であり、5市町の住民の皆さまをはじめ、関係者の方々から広くご意見を募集しているところであります。なお、いただいたご意見を反映した、東紀州広域ごみ処理施設整備生活環境影響調査報告書については、年内を目途に公表を予定しております。組合としましては、今後も地域住民の皆さまのご理解をいただきながら、周辺環境に配慮した安全、安心な施設整備を目指し、事業に取り組んでまいりますので、議員の皆さま方におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本定例会では、令和5年度補正予算、令和4年度決算認定及び専決処分の承認について提案をさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前 10時02分 開議

○議長（久保智君） ありがとうございます。これより、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立しております。事務局長をして、諸般の報告をさせます。

事務局長。

諸般の報告

○事務局長（福屋弘樹君） ご報告申し上げます。本日の欠席通告者はございません。

なお、お手元に議長報告及び議事日程をお配りしてございますので、ご確認のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

日程第1 仮議席の指定

○議長（久保智君） それでは、これより議事に入ります。本日の議事につきましては、お手元に配布の議事日程によりまして、執り進めたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（久保智君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。会議規則第3条第1項の規定により、議席は議長において指定いたします。議員諸氏の氏名とその議席の番号を事務局に朗読させます。
事務局長。

（議席番号及び氏名朗読）

○事務局長（福屋弘樹君） 朗読いたします。1番 仲明議員、2番 南靖久議員、3番 久保智議員、4番 畑中新子議員、5番 入江康仁議員、6番 岡村哲雄議員、7番 山本章彦議員、8番 世古正議員、9番 向井健雅議員、10番 奥峪康之議員、以上でございます。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（久保智君） 次に日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第95条の規定より、議長において1番 仲明議員、10番 奥峪康之議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（久保智君） 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（久保智君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日の1日限りとすることに決しました。

議案の上程（議案第7号）

日程第5 議案第7号 令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について

○議長（久保智君） 次に日程第5、議案第7号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

提案理由

○議長（久保智君） 管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） 議案第7号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」について、提案の理由を説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の増減はございません。令和4年度決算による繰越金を基として、歳入予算の組替えを行うものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。詳細は事務局長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、議案第7号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」につきまして、内容をご説明いたします。別冊の補正予算書（第1号）及び補正予算説明書1ページをお開きください。今回の補正につきまして、まず1款 分担金及び負担金、1項 組合市町負担金を773万4千円減額し、7,803万1千円とするものです。次に3款 繰越金、1項 繰越金773万4千円を増額し、773万5千円とするものであります。2ページからは事項別明細書でございます。4ページ、5ページをお願いいたします。内訳といたしまして、令和4年度決算による繰越金でございます。この繰越金を基に、1款 分担金及び負担金と3款 繰越金の歳入予算の組替えを行うものでございます。以上、議案第7号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（久保智君） 以上で議案第7号の説明は終了いたしました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（久保智君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（久保智君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。これより採決を行います。議案第7号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」につきまして、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（久保智君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり、可決されました。

議案の上程（議案第8号）

日程第6 議案第8号 令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久保智君） 次に日程第6、議案第8号「令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由

○議長（久保智君） 管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） 議案第8号「令和4年度東紀州環境施設組一般会計歳入歳出決算の認定」について、提案の理由を説明申し上げます。本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度東紀州環境施設組一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものでございます。令和4年度に実施しました主な事業としましては、地方公会計財務書類作成業務やごみ処理施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務などがあります。以上、提案の理由を説明申し上げます。詳細につきましては、会計管理者に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保智君） 会計管理者。

（会計管理者 野地敬史君 登壇）

○会計管理者（野地敬史君） それでは、先ほど管理者から提案がありました、議案第8号「令和4年度東紀州環境施設組一般会計歳入歳出決算の認定」について、説明させていただきます。令和4年度一般会計決算書の2ページ、3ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、予算現額1億4,936万8千円に対し、決算額は収入済額の歳入合計欄のとおり、1億4,941万2,027円となりました。4ページ、5ページをご覧ください。次に歳出でございますが、予算現額1億4,936万8千円に対し、決算額は支出済額の歳出合計欄のとおり、1億4,167万6,914円となりました。この結果、欄外に記載のとおり、歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引残額は、773万5,113円となり、令和5年度に繰り越すものでございます。続きまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づき、決算概要を説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。まず、歳入につきましては、1款 分担金及び負担金、1項 組合市町負担金、1目 負担金は、予算現額8,548万9千円に対し、調定額、収入済額は同額の8,548万9千円となり、内訳は備考欄のとおり、関係市町からの負担金収入でございます。次に2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 衛生費国庫補助金の収入済額1,804万3千円は、環境省の循環型社会形成推進交付金でございます。次に3款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の収入済額4,583万5,812円は、令和3年度剰余金を繰り越したものでございます。4款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入の収入済額4万4,215円は、水道料金還付金及び情報公開請求に係るコピー料金でございます。続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。歳出でございます。1款、1項、1目の議会費は、予算現額80万3千円に対し、支出済額32万3,983円、不用額47万9,017円でございます。主な内容としましては、議員報酬及び費用弁償等の議会運営の要した費用でございます。次に、2款 総務費のうち、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、予算現額5,252万8千円に対し、支出済額4,721万1,283円、不用額531万6,717円でございます。主な内容としましては、11ページの備考欄中段から下段にかけて記載の、組合運営に係る経常的な経費や地方公会計財務書類作成支援業務委託料、13ページに移りまして、上段にあります財務会計システム使用料のほか、構成市町からの派遣職員6名分の人件費負担金でございます。次に、中段になりますが、2項、1目 監査委員費は、予算現額16万1千円に対し、支出済額6万3,519円、不用額9万7,481円でございます。主な内容としましては、監査委員報酬及び費用弁償でございます。次に、3款 衛生費、1項 清掃費、1目 ごみ処理施設整備事業費

は、予算現額9,482万6千円に対し、支出済額9,407万8,129円、不用額74万7,871円でございます。主な内容といたしましては、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会の委員報酬や費用弁償、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査業務委託料、過年度分関係市町負担金返還金でございます。続きまして、14、15ページをご覧ください。4款 公債費及び5款 予備費の支出はございませんでした。以上、歳出合計は、予算現額1億4,936万8千円に対し、支出済額1億4,167万6,914円、不用額769万1,086円でございます。続きまして、16ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億4,941万2,027円から歳出総額1億4,167万6,914円を差し引いた、歳入歳出差引額が773万5,113円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は同額の773万5,113円となり、令和5年度への繰越金となります。続きまして、17ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、1. 公有財産から4. 基金につきまして、該当はございませんでした。なお、決算に係る主要施策の成果につきましては、すでに配付しております報告書のとおりでございます。以上で、令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。

○議長（久保智君） 続きまして、加藤監査委員に出席いただいておりますので、決算審査の報告を求めます。

加藤監査委員。

（監査委員 加藤克英君 登壇）

○監査委員（加藤克英君） ただいま議長からご指名がありました、監査委員の加藤克英でございます。監査委員を代表いたしまして、私から令和4年度東紀州環境施設組合一般会計決算審査の結果をご報告申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付されました令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算につきまして、令和5年7月25日に関係職員の出席を求め、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書等の決算附属書類により、内容説明を受け、審査を行いました。その結果、一般会計の歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿の計数と符合し、正確であると認めました。なお、審査の概要につきましては、別冊の意見書のとおりであります。以上、ご報告申し上げます。

○議長（久保智君） 以上で、議案第8号の説明は終了いたしました。これより、議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

6番、岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 失礼します。13ページですけれども、上から3分の1くらいのところですけど、負担金、18節ですね、負担金補助金及び交付金のところですけども、不用額がですね271万6,590円と、ちょっと額が大きいんですけども、これの詳細についてちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 詳細については、派遣職員の人件費の負担金の6名分の余りがありますので、その関係です。

○議長（久保智君） よろしいでしょうか。岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 271万も余ったってことはですね、初めの計画とどこが違ったんですか。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 時間外の想定が少なく済んだためでございます。

○議長（久保智君） よろしいですか。他ございませんか。2番、南議員。

- 2番（南靖久君） 同じく13ページなんですけども、13ページの報酬ですね、東紀州広域ごみ処理整備基本計画策定委員、委員会報酬19万1,400円なんですけども、この主要事項説明実績成果表では4回開かれた、学識経験者2名、有識者2名云々、計13名とあるわけなんですけども、このメンバー表については以前いただいたかなと思う記憶があるんですけども、改めて後からで結構でございますので、このメンバー表の提示をしていただきたいのと、それとですね、この合計4回開かれた策定委員会のなかで、この13名の方が全員出席されたのか、3回から6回までの出席委員の数をお示しをいただきたいと思います。以上です。
- 議長（久保智君） 執行部の答弁を求めます。南議員。
- 2番（南靖久君） すぐに出なかったら、後でも結構でございますので、メンバー表とともに、よろしく願いをいたします。
- 議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） すいません、後から議員の皆さまにお示しいたします。
- 議長（久保智君） 他ございませんか。8番、世古議員。
- 8番（世古正君） 11ページの顧問弁護士報酬なんですけども、49万5千円ということで、この詳細についてまずご報告いただけますか。
- 議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 顧問弁護士費用、年間49万5千円でございます。内容としては、我々の契約書の内容の相談などが主な内容になっています。
- 議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） これは年間契約で、相談回数に関係なく支払う金額ですか。
- 議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） その通りでございます。
- 議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） 決算年度では、何度弁護士との打ち合わせなり相談なりされましたか。それだけまず報告しといてください。
- 議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） すいません、今手元に資料がございませんので、後ほどお示しさせていただきます。
- 議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） 13ページの方なんですけども、一番下ですね、東紀州広域ごみ施設の基本計画の策定及び生活環境影響調査業務委託ということで、7,255万という大きな金額が書かれているんですけども、これも一度お聞きしたと思うんですけども、改めてもう一度どこに委託をして、基本計画はどこ、環境影響評価調査はどこ、それをまずご報告いただけますか。
- 議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 委託先は国際航業株式会社でございます。基本計画策定及び生活環境影響調査とも国際航業さんに委託しております。
- 議長（久保智君） よろしいですか。他ございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり。）
- 議長（久保智君） 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論

はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(久保智君) 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。これより採決を行います。議案第8号「令和4年度東紀州環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(久保智君) 挙手全員であります。よって議案第8号は、原案のとおり認定されました。

議案の上程(議案第9号)

日程第7 議案第9号 専決処分の承認について(三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議)

○議長(久保智君) 次に日程第7、議案第9号「専決処分の認定について」を議題といたします。

提案説明

○議長(久保智君) 管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者 加藤千速君 登壇)

○管理者(加藤千速君) 議案第9号「専決処分の承認」について、提案の理由を説明申し上げます。三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経なければなりません。桑名・員弁広域連合の三重州市町公平委員会への加入が9月1日であり、協議にかかる議決証明の提出期限が7月7日であったため、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、同法第179条第1項に定める専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。以上、提案の理由を説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保智君) 以上で、議案第9号の説明は終了いたしました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(久保智君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(久保智君) 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。これより採決を行います。議案第9号「専決処分の承認について」につきましては、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(久保智君) 挙手全員であります。よって議案第9号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 一般質問

○議長（久保智君） 次に、日程第8、一般質問を行います。8番 世古正議員の質問を許可いたします。

8番、世古正議員。

（8番 世古正議員 登壇）

○8番（世古正君） それでは、順次質問をさせていただきたいと思います。大きくは2点についてであります。一問一答ということでお伝えいたしておりますので、まず1問目の質問をさせていただきたいと思います。1問目は、事業系ごみの問題であります。最近の気候の変化は、異常と思われる状況が続いております。過去最高とか、記録を取り始めてから最高とかのニュースが、この夏多く聞かれました。地球温暖化の影響との見解が多く出されていますが、専門家の中からは地球規模での温暖化のコントロールが難しい現状になっているとの見解も聞きます。その根本的原因が温室効果ガス、いわゆるCO₂等の発生にあることは多くの人々の共通認識となっております。温室効果ガスの発生を減らしていくためには、いかにしてごみの焼却量を減らしていくのか、またごみそのものの発生量そのものをいかに減らしていくのかが大きな課題であります。そこで今議会においては、事業系ごみの問題について、以下3点についてお尋ねをいたしたいと思います。まず第1点の、ごみ質と公害防止基準についてお尋ねをいたします。環境影響調査が行われ、公害防止基準が公表されました。当然、計画段階で法令規制値をオーバーしておれば、事業そのものをスタートさせることはできませんから、当然の結果であります。今回公表された排ガス規制値は、法令基準よりも、水銀を除き大幅に低い自主規制値を発表されました。しかし、ダイオキシン類の毒性については、発がん性があることや免疫機能、生殖機能への影響が指摘をされておりますが、油に溶けやすく、体内に入ると蓄積するという特性を考えれば、国基準よりも厳しい自主規制をしているからいいというものではありません。ダイオキシンの発生をさせないためには、ごみ質の管理が重要であります。塩ビ類を燃やさないことでもあります。なお、排ガスに関しては、6項目の基準値だけあります。亜鉛やクロム、ヒ素やカドミウム等の金属から排出されるものや、プラスチック等に使用されている可塑剤や安定剤、難燃剤、防カビ剤などの調査は行われておりません。重金属類や環境ホルモン物質はどの程度含まれているのかという調査は対象外となっております。管理者として市内住民の、また周辺住民の安全と安心を確保するためには、ごみ質の改善と減量化をいかに進めるおつもりなのかお尋ねをいたします。次に、搬入事業系ごみのごみ質のチェック問題についてであります。一般持込を含めた事業系ごみは、1日あたり81台の搬入が想定されております。さらに、提供された資料では、ごみ量全体の中に占めるビニール、ゴム類は22.4%を占めており、これらをいかに減らしていくのかが大きな鍵となっております。そのためには、搬入時のごみ質のチェック体制をどのようにされていくのか、具体的にお尋ねをしたいと思います。次に、一般廃棄物に占める事業系ごみの削減についてであります。事業系ごみの排出量については、各市町のごみ政策の違いがあると思いますが、各市町の実績や経済センサスの事業者数からはじき出しているとのことであります。各市町の事業系ごみの実績数を見ると、非常にアンバランスになっているところがあります。その要因はどこにあるとお考えなのか、管理者の見解をお尋ねしたいと思います。さらに、事業系ごみの削減を進めるうえで、各市町の排出量をお知らせさせていただきたいと思います。日量

81 台の持込を想定している事業系ごみの減量化についての管理者としての見解をお尋ねするものであります。以上、1 問目の演壇からの質問といたします。

○議長（久保智君） 執行部の答弁を求めます。管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） それでは、世古議員のご質問に対してお答えをします。まず事業系ごみ質問題についての、ごみ質と公害防止基準について、まずお答えいたします。事業系のごみ質については、ごみ全体の水分量を減らし、そしてプラスチックの分別など、燃えやすいごみ質を目指さなければいけないと、このように考えております。また、当組合の公害防止基準につきましては、国等が定めるごみ処理施設の排出基準よりさらに厳しい基準を定めていますが、その具体的な、どのように出したのかにつきましては、事務局長から詳しく説明いたさせます。2 番目の搬入事業系ごみ質のチェック問題についてであります。構成市町の既存のごみ処理施設では、搬入時に職員が立ち会ってチェックをしていると、このように伺っております。そういったなかで、広域ごみ処理施設におきましては、ごみピットに入れる前に、搬入される事業系可燃ごみの中身を検査する展開検査、これを不定期に実施していく予定でございます。この展開検査を行うことで、搬入される事業系可燃ごみにつきましても、品質の確認ができ、焼却不適物の対応が図れるものと認識しております。3 番目に一般廃棄物に占める事業系ごみの削減については、年度ごとにばらつきはありますけれども、まずこの平成 26 年度から令和 3 年度まで、この 8 年間、構成市町の処理実績では、事業系可燃ごみが約 2 割から 3 割を占めております。これは、産業構造などに大きな変化が無ければ、新ごみ処理施設が供用開始となる令和 10 年度以降も同じような推計結果となっております。事業系ごみの減量化につきましては、3 月の定例会でも申し上げましたとおり、非常に重要なことと認識しております。事業系ごみについては、社会情勢や景気動向に左右されることもあると思いますので、先に申し上げました搬入されるごみに対する展開検査を含め、減量化の対策について構成市町と一緒に取り組んでいきたいと考えております。先ほど 4 番目におっしゃってました、排出量の件については、具体的な話につきましては事務局長の方から説明いたします。以上でございます。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、公害防止基準についてお話させていただきます。公害防止基準は、国等が定めるごみ処理施設の排出基準以下で、国等の基準よりさらに厳しい基準を定めたものになりますが、県内の他施設の公害防止基準等を参考に、当組合が諮問していた東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会で審議させていただき、定めたものになります。それで世古議員さんが最後におっしゃった、事業系のごみの量の話なんですけど、令和 10 年度の推計ですけど、約 4,000 トンになります。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8 番（世古正君） それでは、いくつか再質問をさせていただきたいと思います。CO₂の削減ってというのは、地球温暖化防止に非常に要になってくるものだと思いますし、これを排出する根本原因がプラスチックや塩ビ類の燃焼による、それは約 94%がそういうところからの排出によって起こっているということが指摘されておりますので、いかにこのプラスチックまた塩ビ類の燃焼を、燃やすことを減らしていくかということが非常に重要だと思います。年間 4,000 トンの事業系ごみがあるということで推計値を出されていますが、事業系ごみを見るとですね、構成自治体の中でのアンバランスが非常に大きいというふうに思います。自治体によってはですね、人口 1 人当たりの排出

量が、ごみの全体の総排出量は県下で2番目、また事業系ごみの排出量は県下で3番目というほどですね、高いレベルを示している自治体もあります。自治体のごみ政策に違いがあるかとは思いますが、やはり今回は1ヶ所で処理をするわけですから、この辺の統一をどうやって、ごみ質の統一をどうやってくのかということは非常に重要な課題だと思いますけれども、その辺について管理者どのようにお考えですか。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 世古議員の方からこのごみ量の減量化、これについては常に提言がございまして、私もやはりそれぞれそれぞれの市町でごみの減量化っていうのは、それぞれ取り組んでいるわけなんですけれども、やはり今後はですね、5市町がきちんとした形の中で、ごみの減量化っていうものについて、きちんと執り行っていきたい、このように考えております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 減量化の方向性はそういうことで今後5市町が力合わせてですね、ごめんなさい4市町がですね、頑張ってくださいということが非常に大事なことと思っておりますけれども、ただごみ質についてね、非常にアンバランスになってる部分はどう考えているのかね、自治体のごみ質によってですね、事業系ごみってのが非常に多いところと、ほとんどないところと分かっているんですね。この辺はどう見ておられるのかね、その辺ちょっと聞かしてください。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 5市町それぞれの事情があると思います。それでそれぞれ5市町のごみ量の中身については、個々にそれぞれ認識しております。ただ事業の内容がですね、要するに5市町は一定した事業の内容でやってんのかっていうことではないわけなんです。尾鷲市は尾鷲市、熊野市は熊野市、紀北町は紀北町、御浜、紀宝それぞれ。それによってごみの減量化っていうのは、多少なりとも違ってきます。しかし、今この広域ごみ処理、この環境施設組合を中心としながら5市町の協力しながらですね、いかにしてごみ量を減らすかと。一番先ほども申したように、プラスチック22.4%っていうことがありましたけれども、これをどうやって分別回収を本当にやってくのか。そしてやはり生ごみ等の水質がやっぱりかなりの水分を含んだと。これをいかにして要するに乾燥に近いような状況にするのかと。大きな非常に難しい話じゃないんですけども、これは非常に大きな話で、今後やっぱりその辺のところを中心としながらですね、きちんとごみ量の減量化、ごみの減量化っていうことについても詰めていきたいと、このように考えております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 各自治体別の事業系ごみと一般ごみとの格差っていうのは随分あるというのは何度も申し上げましたけれども、その辺の改善を統一的にやっていってる基準に基づいてやってかないと、管理者が言われるように産業構造が違うと言われるのであればですね、じゃあ次の質問でまた聞きますけれども、この経済センサスなり排出実績に基づいて一般ごみの中の事業系ごみの割合っていうのがどうなっているんかっていうのは、企業数そのものは把握されていないと計算できないわけですね。その企業数をまずきちっと教えていただきたいのは次の質問で聞きますから、その前に2番目の質問、ごみ質と公害基準ですけども、これは年1回検査をしますと、稼働後ですねっていうことで示されました。しかし検査項目は、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀と。この6項目は検査基準なんです。排ガスについてはね。その他排出についてもありますけれども、排ガスについてはその6項目と。しかしそれで本当にいいのかどうか

ということで、演壇でも少し申し上げましたように、この亜鉛とかクロムとかヒ素、カドミウムのような重金属類とかですね、あとプラスチックを燃やすことで出てくる、また含まれている可塑剤とか安定剤、こういうものが燃やしたなかで、どのように環境に影響を与えているかという調査もやっておかないとですね、いかなのじゃないかなと思うんですけども、それについては国の基準、示された枠だけやるとれば安全なんだと、言い切れるのかどうか、それについてお尋ねをしたいと思います。いかがですか。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まずその排ガスに関する調査項目なんですけれども、基本的には法令などで示されているこの項目をですね、測定して結果を公表する、これ基本なんです。議員おっしゃることは非常に重たい話なんです。実を言いますと、今現状では東紀州5市町で5つの要するに清掃工場ございます。今正直言ってそれを1つにしようかっていうような計画で今進めてるわけなんですけど、今現状の5市町ですね、清掃工場でそういう問題が起こり得るのかどうか。我々はやはり何と言ってもやっぱり国の基準に従った形のなかできちんとやっていくと、今までもずっとやってきた、個々にはですね。そうすると何ら問題は無いっていうのが現状なんです。それについてはやはり国の方の方針がどういう形になってんのか、基準を見直すのかどうかっていうことについては、やはり国のその方向性っていうことも我々も調べてみないとですね、非常にこれ重たい話になってしまうじゃないかなと私は思っております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） この質問、ここで最後にします。次行きたいと思いますが、国の基準を盾にされて色々言われております。例えばですね、福島原発の時に放射能被曝線量は年間1ミリシーベルトというのは基準だと、安全性の基準だと言われとったんですね。それが爆発した途端、10倍も何倍にもそれを勝手に国は引き上げてね、安全基準を変えていると。恣意的にやられているのと同じなんです。本当に安全基準っていうのがあるならば、その1ミリシーベルトはあくまで死守して、それに対してどう対応するかっていう施策が打たれるのが当然ですけども、国もそうやって時々の変化に応じて安全基準っていうのをね、上げたり下げたりしているということでは、国の基準だから安全だと、大丈夫だと切り切れる問題ではないと。問題を指摘したように、調査項目に入っていない各種の重金属。昨日の裁判所の判決では、水銀の問題が大阪の裁判所です。全員患者としての認定されたと報道がされておりましたけども、あれでも瞬間的に測った水銀で異常だということになったのかどうか、それを食べ続けることによって、また摂取することによって、それが蓄積されて色んな障害を多くの人たちに与えてですね、それが未だに苦しんでいる人がおるということを考えれば、少量だからいいんだと、ダイオキシンにしてもそうなんです。0.01国基準の、自主規制値は0.1、10分の1にされていると。だから大丈夫じゃないんです。0.1でも出続けて、それを吸い続ける周辺の人たちにとっては、それが体内蓄積されていったとき、どうなるかというような検証っていうのはやっぱりやらないと問題が出てくると。それ以外にもさっき言ったような重金属や環境ホルモンの問題も当然あります。それらを吸い続ければですね、子どもが妊娠しにくくなるとかね、というような問題も出てきますし、重金属においては内臓的な色んな弊害も出てきます。だからそういう調査も含めてね、定期的に独自方針としても掲げたらどうかと。自然界の中には放射能もあります。尾鷲も当然、山奥の方で現在もごみを燃やしてますから、その排煙っていうのは当然市内の方にも何らかの形で飛んできておりますから、ゼロではないと、資料にも書いてあ

りますけどゼロではないんですね。それが今度もう少し市内に近いところで、そういうのは燃やされるということで、機材が良くなっている、また問題解決する色々な施策は講じていると言うけれども、この中でゼロっていうのは1つも無いんですね。やはり出るんです。出る以上は、それが本当に安全かどうか、瞬間的な量としては安全としてもですね、それが3年、5年、10年と蓄積した時にどういうことになるのかということも考えれば、いかにこれらをゼロに近いような形で下げてく努力をするのかというのは、行政に課せられた課題だと私は思っております。そういうことで是非、この辺の課題についてもですね、毎年やれなくてもですね、2年に1回ぐらいは重金属やそういう環境ホルモン物質についての調査もね、定期的にやりながら住民の皆さんに安心してもらうということで、やっぱりやってくべきじゃないかと私は思っていますので、それだけ教えてください。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） モニタリング調査とか色々なことは要するにこれからきちんとやってかなきゃなんない、当然の話でございます。ただその基準を継ぐ場合には我々としてはまず第一に国の基準の従った形で、それを先ほども申しましたように、国の基準はこうだけでも我々の組合としてのこの施設としては、もっともっと厳しい基準値をして、それ以内に収めるっていうことを大前提にしながら進めてるというのが事実でございます。それだけなんですね。ですからその件についてはですね、私はまだ要するにその件についてまずやはり我々としては国の基準、だからこれが全国的な話なんですね。広域ごみ処理施設が全国にいくつあるか、おそらく1,000か1,000近くあるんじゃないかなんて思っています。皆やっぱこれに従った形でやってるわけなんですね。今現状においても、現状のこの清掃工場についても大きな問題ってのは無いというようなことからしてですね、果たしてそれまず必要なのか、国がどういう方向性を出すのかっていうこともですね、色々こちらからそういう情報は得たいなと思っております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） ダイオキシンについてはね、国の方も東京都は全国的に平均してもやっぱりダイオキシン類が高いと、空気中に含まれるダイオキシンが高いと、その理由としてはやはり都内に数多くのですね、大規模な焼却施設があるからだということは国自身も認めてるんですね。国基準以下だからということで色々提起されましたが、ここは水銀だけはですね、国基準、法令基準も自主規制値も同じ30なんですね。30ナノグラムですか、これはどういうことで、他のものについては塩化水素とかダイオキシンについては10分の1とか大幅に減らされておりますけれども自主規制値が。水銀については国基準と同等の数値を公表されてます。これはどういう理由からですか。ちょっと教えてください。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 国と法規制値と我々の公害防止基準と一緒にという部分については、法規制に従って同じにしております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 他のね、ばいじんとか硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等についてはですね、国の基準より大幅に引き下げてるということで管理者が報告されたとおりになんですね。ところが水銀については、そちらから出された資料でも法令基準いっぱいばいばいなんですね、30と。だからここだけは、これが3になつるとかね、4なら10になつるとかね、3分の1に自主規制で減らすという目標立てとんないけれども、ここだけが30っていうのはそれなりの法基準の同じ数値

を示しているということは、何かの理由があつてのことだと私は思うんですね。それはなぜですか
ってということでお聞きしているんです。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 基本的には自主規制値で法令規制値と数字を合わせているという話で、も
っともっと自主規制を下げたらどうかというご質問だと思うんですけどね、ちょっとこの辺のと
ころは私も認識不足でございますんですけども、ただ法令規制値についての水銀のこの分につい
ては、法令規制値は他のところと他の排ガスと比べてですね、かなり低い値でやってんじゃないか
なっている思いはあるんですけども、これについてはちょっと正直言ってどういう形なのかってい
うことについてはですね、ちょっと一回調べさせていただきます。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 他のデータは全て国基準よりも自主規制値の方がずっと下げているのにも関わ
らず、水銀については国基準のままというにはそれなりの理由があるんだと、私は思つとるん
ですね。ただ私は専門家じゃないから分かりませんから、なぜそうなっているのかということをお聞き
しとるんですけども、今のところ答弁いただけないから一度調べたうえで何らかの形で回答していただ
きたいということだけ申し上げておきたいと思います。次に行きます。搬入ごみのチェック体制に
ついてですけども、これはどういう形でもう少し管理者、具体的には常設の全ての台数のチェッ
クをするのか、抜き打ちチェックをやっていこうという考えなのか、その辺はどうなんですか。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） ただ今のご質問ですけど、一応今我々の考え方として、不定期に展開検
査を行っていくってことは考えておりますけど、今おっしゃったように抜き打ち検査をすると
か月1回するとかってというのは、今後事業者が決まってそこと協議しながらそういうことを検討し
ていきたいと考えております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 特に事業系ごみについてはですね、事業者から排出されるだけに、例えば紙類
を扱つとるとこなら紙類が基本的にメインになったごみになってくるとは思いますけども、そうじゃ
ない工業用のものを扱つてるところでは、例えばプラスチックなんか非常に大量にまとめてです
ね、出される可能性も出てくるということ考えたときには、やはりごみの質をチェックしてくつて
いうのは非常に重要なことだと思います。まして、81台の搬入の中は業者回収であればですね、業
者指導をしっかりとっておけば、それなりのチェックもされて持ち込まれますけども、個人持込も
かなりの量があるということを前提にしているわけですから、当然そういうチェックがされないま
まですね、持ち込まれてそのまま搬入施設でのチェックをフリーパスで通つて行ってしまえばです
ね、どういうものが放り込まれる可能性があるか分からないということではチェック体制の強化つ
ていうのは非常に重要な部分だと。横浜なんかはですね、私も調べておりましたら、横浜市なんか
は非常に厳しいチェック体制をとってます。それは先ほど色々申し上げましたが、色んなガスを
ですね、また環境物質を出さないためのチェックとしてですね、入ってくる車一台一台のチェッ
クをして、きっちりとその中でプラスチック、また例えば資源化できるものまで含まれれば、その場
でやっぱり持って帰らすということで分別し直して出して来いという形の、チェック体制が厳しい
と言われているんですけども、やはりそれくらいやっついていかないと安定したね、良いごみ質で燃焼
させるってことは難しくなってくるのではないかなと。住民の自由意思、自発的な意思に任せ

るだけでは不十分だと私は思いますから、その辺のチェック体制の強化も今後の検討としてしっかりとやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。次に3つ目の問題で、事業系ごみの削減についてというのも、各市町の事業者数っていうのは事業系ごみの量を積算するにあたってデータは出るとは思いますけども、我々には示されてませんけども、ちょっと教えてください。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 大変申し訳ございません。手元に資料がございませんので、また後ほどお伝えさせていただきます。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 事業系ごみ量と一般廃棄物の中で、家庭ごみと事業系ごみを各市町のデータなりセンサスなりの前提としてですね、積み上げたものが事業系ごみ総量になってるんですね。だったらその根拠となるべき数値が出した以上は、各自治体別のごみを出してくる一般ごみの中の事業系はどれだけあるのかというのは、本来分からなければ計算できないはずですから、そのデータを今日持ってきてないんか、あるんか無いのか。あるんですか。無いんですか。聞かしてください。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） データとしてはございますが、手元にはございませんので、後ほどお示しさせていただきますと思います。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） あとですね、廃棄物、一般廃棄物と産業廃棄物に本来は大きくは2つに分けるだけなんです。一般廃棄物のなかで事業系ごみっていうのが一部入ってくるということで、それと産業廃棄物として排出業者の責任においてですね、自己処理をしなければならないというのがあるんですけども、その基準っていうのはどこに置かれているか、お分かりですか。どのように、簡単に説明してください。産業廃棄物として位置付けるものと、一般ごみの中の事業系ごみとして分けるものの、その線引きってのはどこにあるのか、お聞かせください。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 産業廃棄物以外のものが一般廃棄物になります。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） そんなことは当然のことです。答弁いただかなくても分かっていることなんです。だから最初に言った、産業廃棄物と一般廃棄物の2つしかないんだと。産業廃棄物以外のものは一般廃棄物って言えば、当たり前のことなんです。だから一般廃棄物と産業廃棄物の線引きをどのようにしているのか。本来であるなら、産業廃棄物をこういう広域事務組合の施設の中で受け入れてですね、燃やすことが正しいのかどうかという問題が出てくるわけですね。本来、排出業者の責任で解決しなければならないごみがあるわけですね。だから一般廃棄物の中の事業系ごみっていうのと産業廃棄物の線引きとどのようにしているのかというのをちょっと聞きたいなど、見解を聞きたいということでお尋ねしてるんです。いかがですか。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 産業廃棄物は約20種類ほどございます。一例を挙げると、廃油とか廃酸、廃アルカリ、あと廃プラスチック類、ごみくず、金属くず、ガラスくず等が産業廃棄物の1つになります。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） この中に廃プラなんかも産廃にも入っておりますし、事業系ごみの中にもプラスチックが入ってるんですね。だからどちらへ出したらいいのかと、その線引きを明確にするのはどういう線を引きしているのかっていうことを聞きたかったんですね。だから同一のごみが産業廃棄物であったり、定義の中ではその辺は両方に同一の物質が書かれていると。私も持ってます、定義はね。せやけども、その線引きのラインっていうのが、同じ廃プラが両方に出てきているということでは、事業系ごみの中でも出てきておれば、産廃の方にも出てくるということでは、どういう線引きの中でやられているのかということだけ聞いておきたいです。どうですか。分からんなら分からんで結構です。

○議長（久保智君） 答弁できませんか。事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 一般廃棄物は家庭から出されるもの、あと事業者が排出するもの。産業廃棄物は事業と伴って出たものが産業廃棄物に当たると考えております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 一般廃棄物の事業系っていうのも、事業活動の中に出るごみでしょ。当然、産廃処理をしなければならないようなものも、これも事業活動の中に出てくるごみ。同じ事業活動してるんですね。だから規模によるのか、ごみの質によるのか、どこでその産廃と事業系に分けていくのかと、そこがはっきりしとかなないとですね、これから作る新しい施設に本来は産廃に行かなければならないごみが持ち込まれて来ればですね、ごみ質の問題も含めてやはり問題が出てくるということで、そこがやっぱり組合としてもしっかりと線引きと考え方を持っていかないと、持ち込まれたら拒否できないということになりかねないですね。これは受け取れませんということと言えるような、ちゃんとしたラインっていうのを持つべきだと思いますので、その辺は今日の段階で議論してもこれ以上深まらないと思いますので、十分研究をしたうえで何らかの機会でもたお聞かせいただきたいと思います。次に行きます。ごみの減量計画については、これまではですね、いただいている資料、今日もいただきましたけども、これ人口減を前提とした数値なんですね。各市町がごみの減量計画なり、そういうのをどんどんと進めるなかで、このように減ってきましたということで、出されている資料かと言えば必ずしも私はそうでないというふうに思います。まして、プラスチック循環法もできてですね、徹底したプラスチックの分別が各市町の、構成市町ですね、自治体の責任として背負わされているわけですから、それらの計画がきちっと出されているのかどうか。出された中で、そういう積み重ねがプラスチックのこれ以上減らせないとこまで来ているのかどうか、その辺はどのように認識され、またそういう計画は出されて、組合として掴んでですね、その5市町の合計トータルがそういう努力をされてるなかでも、これだけのごみが出ると、プラスチックごみが出るんだということの評価なのか、まだそこがきちっと集約されずにですね、各市町のまだ努力の段階でおるのか、その辺はいかが理解されてますか。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 先ほどから申し上げてますように、ごみの減量化の一番大きな話については、プラスチックごみをどういうふうにして分別回収するか。これも非常に大変難しいんですよ。だから分別回収するための条件ってのは色々ありますので、それをきちんと条件を満たさないとどうも分別回収できないとか、一方ではやっぱり水分を含んだものをいかにして水分を少なくするか、この2つが非常に大きなウェイトを私は占めてると思います。5市町としてのすり合わせはまだできておりません。それぞれそれぞれが一応ごみの減量化に向けて、それぞれの市町でちゃんとそれ

それがやっていると。今後はやっぱりこういう話ですのでね、やっぱりきちんとした形の中でまずごみ量を、何度も申し上げますようにごみ量を減らすっていうことは非常に重要な話だと認識しておりますので、そのためにどうするのかと、当然このことについては住民の皆さま方のまず第一には啓発活動っていうのは絶対私は必要だと思っております。そういうことも含めてですね、本当にこの件についてはきちんとした形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） ごみの減量化についてはね、各市町それぞれに課せられた大きな課題ですから、当然全体量のごみの減らしながらも、排出量そのものを減らしていくというのがまず基本原則と、その上に立って今度は燃焼量をいかに減らしていくかということでは、分別を徹底すると、ごみ質を上げていくというような努力は必要だと、そのためにはプラスチック循環法があったりですね、色んな法律が今たくさん何本もできているんですね。これらに基づいて各市町がそれぞれの計画を立て、それを持ち寄ったなかで組合としてですね、どれだけの量になるのかということで行けばですね、それと今日量 64 トンということを前提にした窯の建設計画があって基本計画では示されていますけども、それが徹底されるなかで行けば、例えば日量 60 トンとか 50 何トンという規模にね、少しでも小さく下げられて自治体負担を減らすことができるということになれば、それは大いに結構なことですから、その努力はしていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 何度も申し上げますように、ごみ量の減量化っていうことは非常に今後ずっと続けてかなくちゃなんない、そのためにはどうすればいいか、そのためにどうすればいいかっていうこのハウトゥーができたとしてもですね、一緒になってやってかなきゃなんないね、そのためには先ほど申しましたように住民の皆さまと一緒にやって啓発活動って絶対必要なんです。そういうことを含めながら、ごみの減量化については今後もやはり努めていきたいと、このように考えております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） それでは2問目の方へ移りたいと思いますので。

（8番 世古正議員 登壇）

○8番（世古正君） それでは2問目の環境影響評価についての調査についての質問をさせていただきますと思います。まず2点にわたって質問いたしますが、第1個目は、8月24日開催の住民説明会での住民の意見についてお尋ねをいたします。組合のホームページを見ると、住民説明会には34名の方が参加されたと公表しています。また、その中で出された住民の意見は、10項目であります。参加者何人からの意見なのかお尋ねをします。なお、生活環境影響調査結果に関する意見だけがホームページでは公表されておりますが、説明会場で出されたその他の意見の中身はどのようなものがあつたのかも併せてお尋ねをしたいと思います。2点目の排ガスに関する調査項目とその他の有害ガスについてであります。先ほどの質問と被るところがありますが、排ガスに関する調査項目は6項目であります。施設から排出される公害物質は6項目以外にどのようなものがあるとお考えになっておられますか。調査対象外のものについても、独自調査されることについての見解を先ほどもお尋ねしましたが、もう一度併せてお尋ねをします。施設稼働後のダイオキシン測定は、年1回でいいことになってます。これは国の基準であります。しかし、ヨーロッパでは連続して2週間測定すると言われております。年1回、1日で汚染実態の把握が正しくできるのかどうか、大き

な疑問があります。管理者の見解をお尋ねをいたします。最後に水銀については、法令基準と自主基準が同じ数値を示している根拠についてもお尋ねをしたいと思います。これについては先ほど質問して答弁が返せない状況ですから、これは結構であります。お答えいただかなくても結構です。先ほどの答弁で結構であります。以上です。

○議長（久保智君） 管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） 2回目の壇上で先ほどのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。まず先だつて行われた8月24日に開催されました、生活環境影響調査に関する住民説明会についてですけれども、議員おっしゃってますように8月24日開催の説明会では住民の皆さまのご意見についてですが、まず当日は議員ご承知のとおり報道機関も含めまして34名の方が説明会にご参加いただきました。当組合議員の方もいらっしゃってますし、構成市町の議員の方もご参加いただいておりますので、この場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。このご質問の住民のご意見についてでございますけれども、まずその生活環境影響調査の結果は基準値以下であっても悪影響が出るのではないかと、ダイオキシンが排出されないかと心配、逆転層による影響など、様々なご意見をいただきましたが、今回の生活影響調査の結果では、大気質、騒音、振動、悪臭、いずれの項目についても、生活環境の保全上の目標を満足するものであったことを一貫して説明させていただきました。その他色んな質問、詳しい質問の内容につきましては、事務局長から報告させます。次に、排ガスに関する調査項目、その件については今も私たちは基本的には法令などで示されている項目を測定し、その結果を公表いたします。その他の有害ガスにつきまして、事務局長から答えられる範囲内でご説明をいたします。先ほどの水銀の話については、またちょっと私ももうちょっと詳しくお調べしたいと思いますけれども、ダイオキシンの問題については国の法令基準では基準の10分の1っていうような形で、それを上限として我々も広域施設では、それをやるということでお示ししたとおりの数字になっていると思います。以上でございます。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、生活環境影響調査結果の住民説明会の住民意見についてご説明させていただきます。生活環境影響調査の結果は基準値以下であっても悪影響が出るのではないかと、という質問に対しましては、調査結果については全て国の環境基準や県の基準値を下回るものとなっており、施設整備を実施した場合でも生活環境をきちんと保全できるような状況であることをお答えしました。また、ダイオキシン類が排出されないかと心配という質問に対しましては、現在の焼却施設ではダイオキシン類の排出を抑えるような様々な対策が取られており、全連続稼働、24時間稼働とすることで、炉内の焼却温度を高温に保ち続けることにより、ダイオキシン類の発生がしやすい炉の立ち上げ、立ち下げの頻度を低下させ、ダイオキシン類の発生自体を制御すること、高温状態以外ではごみを燃やささないよう、炉の立ち上げ時には昇温した後ごみを入れる、立ち下げ時にはごみを焼き切った後に温度を下げるなどの対策を徹底していくことをお答えしました。また、逆転層による影響はという質問に対しましては、逆転層発生時を含めて様々な気象条件時をシミュレーションし、評価していることと、結果につきましても全て環境基準や国指針値といったところを十分低くなっているため、排ガスによる影響が発生する、あるいは周囲に広がるといったことは考えにくいということをお答えし、調査の結果ではいずれの項目についても、生活環境保全上の目標を満足するものであったことを説明させていただきました。なお、説明会の概要につきましては、

当組合ホームページに9月22日、金曜日から掲載していることを併せてお知らせさせていただきます。今後は、現在、10月17日まで行ってますパブリックコメントの意見とその回答につきましても、年内を目途に組合ホームページで掲載したいと考えております。続きまして、有害排ガスについてお答えさせていただきます。各市町では、ごみカレンダー等を作成して、ごみの出し方として住民の方々等にルールをお示ししたうえで、ごみを排出していただいております。現段階で、議員さんがおっしゃるような物質とかが5市町の施設で確認されているというお話は聞いておりませんし、国が定める施設から排出される項目の調査は実施しますが、一定のルールの中でごみ出しをしていただいているので、そのような物質等を調べるということは考えておりません。また、議員さんがプラスチックを燃やした時に、プラスチックは色んな原材料から作られているので、色んな物質が排ガスから排出されるというご意見も先ほど聞きました。一般的にプラスチックを燃焼させることにより、ダイオキシン類が発生することがありますので、近年の焼却施設では、850℃以上の燃焼温度で2秒以上燃焼させることで、ダイオキシン類の発生を抑え、さらに集塵機、皆さんよく聞くバグフィルターですね、やあと除去装置等でダイオキシン類等を回収して、国が定める基準以下で排出することになっております。以上でございます。

○議長（久保智君） 世古議員に申し上げます。7分弱となっておりますので、よろしく申し上げます。

○8番（世古正君） 住民説明会で出された、演壇質問ではですね、この項目以外にですね、私もインターネットとって持ってますから、これ以外に出された意見があるってということで、書かれとったので、じゃあどういう意見が出とったのかということでお聞きしたんですけども、そのお答えはありませんでした。それと、住民説明会の中でお答えになっておりますが、地元との公害防止協定ですね、検討したいと言われてますが、これについてもう少し管理者はどういう考え方で対応しようとしているのか。また、地域住民なり自治体なりがですね、自治体っていうか公害防止協定を結んだ人たちが自由に立ち入り検査、立ち入り調査ができるというような形にしようとしているかどうか、その辺の立ち入り問題についても、協定を結ぶ中でどう入れてくかという問題が必ず出てきますから、お聞きをしておきたいと思えます。どうですか。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 住民説明会において、先ほどもおっしゃってましたように、地元関係者との間で公害に関する協定を結ぶっていうのはどうかっていう、そういうご質問がございました。私としては個人的なそういうあれはちょっと分かりませんと、ただ地元、自治会っていうね、そういう団体などと結んでるっていう事例はあると聞いておりますっていうお答えをしました。そういった中で、協定を結ぶことによって事業による影響を心配する人、関係する人たちに安心してもらう、そうすることで前に進むんじゃないかっていう、そういうご意見も頂戴しまして、この辺のところはちょっと時間をいただいて、色々と調べさせていただきます、検討させていただきますっていうお答えで、今検討している状況でございます。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 時間もあと無いので、最後の質問にしたいとは思いますが、ダイオキシンの調査はですね、年1回これは法律で義務付けられているんですね、1日1回。これでいいのかということでは、この先進地のヨーロッパ等ではですね、2週間連続して調査しないとですね、本当にダイオキシンが出ているかどうか、どの程度排出されているかの正しいチェックができないんだとい

うことで、ヨーロッパではこのような調査をやっているみたいです。ところが日本の場合は、1日1回で終わると。でも悪く言えばですね、悪く言えば明日調査日だと言えそうですね、その日からごみの調整、投入調整をしながら、なるべくダイオキシンに関するようなものが出ないようなごみだけを入れてですね、燃焼させてその排ガスを測定するということにしようと思えば、悪く言えばできるんですね。これが1週間も2週間も連続されたら、それはできないから、やはり一定実態がどうなっているかっていうことを掴むうえでは、一定期間調査を続けてデータを取り続けないとですね、1日1回の調査でこれでダイオキシン出ましたと言えるのかどうかということでは、これは事業者との信頼関係の問題もありますし、当然機械そのものもですね、古くなってくれば当然バグフィルターや色んな除去装置は付けるにしてもですね、その機能がオープン当時は最新の状態でマックスの状態であるわけですけども、それは年月経っていくごとに劣化していくことによってその能力が落ちていけばですね、この基準通りの数値の0.いくつという数値で行けるんかどうかというのは分からなくなってくる。そういうことでは、検査の在り方としてもこの1日1回の検査じゃなくしてですね、一定期間継続的に検査したうえでの平均データの中で、どのような公害物質が現在出ているか、どの程度出ているかのチェックをやるべきだと思うんですけども、そういう見解は国の言うことさえ聞いとればいいというお考えですか。そこだけちょっと聞かせてください。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） ダイオキシンの問題ってのは非常に大事な話だと思っております。ただその科学的データっていうこと、あるいは国のその基準っていうものを我々はそれをベースにしながら、今後どうしてか。まずやっぱその部分であると。先ほども事務局長の方から申し上げましたように、プラスチックを燃焼させるダイオキシン類等が発生することはあるけれども、近年の焼却施設では850℃、これ以上の燃焼温度を2秒以上燃焼させることでダイオキシンの発生を抑えらる。そして、あとはバグフィルターとか除却装置、これでダイオキシン類を回収するとか、それで国が定める基準以下で回収するものである。もう1つ、先ほどこれも技術的なそういう話の中で、住民説明会の時にご説明をしたわけなんですけど、私じゃなしに専門家の方からしてもらったんですけども、現代の焼却施設ではダイオキシンの排出を抑えるような様々な対策がとられてるっていうのは事実なんです、どこも。全連続稼働、24時間稼働、これをするによって、炉内の燃焼温度を高温に保ち続けることにより、ダイオキシンが発生しやすい炉の立ち上げ、発生しやすいのは炉が立ち上がる前、立ち上げの時、立ち下げ時、こういう時にダイオキシンの発生の頻度を低下させるためには、ダイオキシンの発生自体を抑制すると。だから高温状態以外でごみを燃やさない、これが鉄則らしいです。私もなるほどと思った。そういう話の中で、やはりおっしゃってるようにこれについての技術的な国からの指針等々もきて、それに従った形で我々はやってきたいと、このように考えております。

○議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 時間ですので終わりますけれども、東京のこと少し言いました。大量に燃やせばですね、1基当たりの排出量が非常に少なくてもね、濃度的にはやっぱり濃くなってくるんだということをお話しましたが、そういうことでは0.いくつだから安全だと、バグフィルター付けたあるから、850℃以上で燃やすからというだけでは、それでも0ではない限りは出続けるんだと、少量でもね。それをどうしていくかというのは、今後もう少し研究してもらいたいですし、我々も色々勉強したいということだけ申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（久保智君） これにて、世古議員の質問を終了いたします。

○議長（久保智君） 11時40分まで休憩いたします。

（午前11時30分）

○議長（久保智君） それでは、一般質問を続行いたします。

（午前11時40分）

6番 岡村 哲雄 君

○議長（久保智君） 6番 岡村哲雄議員の質問を許可します。岡村議員。

（6番 岡村哲雄議員 登壇）

○6番（岡村哲雄君） それでは、議長の許可をいただきまして、質問を行います。私は紀北町の代表として、組合議員として、ここに出ております。組合議員の使命は、住民のために施設の建設費、運営費、環境面等での最適なごみ処理施設を作るための協議を進めることにあると思います。今まで私は構成市町に対して、何となく遠慮がありました。でも、今日は蟻の目でなく、鷹の目で全体の構成市町を俯瞰しました。今日の質問に取り組みたいと思っております。よろしく申し上げます。今回、質問をするに至った経緯なんですけども、基本計画書、施設の基本計画書の12ページなんですけども、ごみ処理の今後の推移、これが今回64トンに、日量64トンの施設を作ると言いますけども、これが令和30年にはぐんと減っていきますと、その急激な変動を見まして、これは最初大きな施設を作ってしまったって無駄な施設作るんじゃないかと思っておりました。6月の紀北町の議会で、現在稼働中の2つのごみの施設の寿命がですね、今後10ないし15年あり、しかも昨年度は紀北町ですけども、処理能力の半分しか使用してない、半分弱ですね、ことが6月議会で初めて分かりました。それで現在稼働中の、稼働中じゃなくて稼働計画中ですね、計画中の日量64トンの焼却施設の規模について、縮小が可能なんじゃないかということで今回提案とともに、執行部に質問をしたいと思っております。尾鷲市にごみ処理施設の建設が計画されていることは、自分たちで処理施設を、処理場、建設地を探す必要が無い他の構成市町にとっては、ありがたいことだと思っております。私も思っております。ただ、このまま64トンの計画を進めることは、将来に向かって住民の負担を増やす可能性も考えられると私は思っております。そこで質問をしてみたいと思っております。まず管理者に質問するんですけども、1点目ですけども、構成市町のごみ減量化取組状況をお聞かせ願いたいと思っております。尾鷲市のしか分かりません、他の市町は言えないかも分かりません。できる限り、できるところでお話を聞かせていただきたいと思っております。次に、施設規模64トン、実は令和10年度から稼働予定でございます。実際の処理能力ですね、各市町出ます推定処理量は実は46トンなんです。日量46トンです。それが64トンの施設規模になります、これは余裕を見てですけども。その算定式の根拠をお聞きしたいと思っております。46.5トンです、R10年ですね。それが64トンにして計画すると。これの算定式の根拠をお聞かせ願います。3点目ですけども、現在各市町の処理してます、トン当たりのですね、ごみのトン当たりのごみ処理費用をお聞きしたいと思っております。各市町別にお聞きしたいと思っております。4点目ですけども、今後も使用可能なごみ処理施設、私先ほど

紀北町言いましたけども、ひょっとしたら現在尾鷲市の、それから熊野市ですね、処理施設あるんですけども、これも2市町村で処理可能かどうか分かればお聞かせ願います。R10年度以降ですね、使用可能かどうかお聞きしたいと思います。最後にですけども、構成市町の今後も使用可能なごみ処理施設の、当分の間併用して運転すれば、基本計画の64トン何とかしてこの施設ですね、まだ使用可能な使える施設を併用して当分の間使用すれば、施設規模を小さくできるんじゃないかと。64トンじゃなく48とか46とか、例えばですよ。そうすれば、建設費用は安くなる。なおかつメンテナンス費用あるいは運営費も安くなる。ひいては、環境負荷も低減すると、こう考えております。それについてのご見解をお聞きしたいと思います。とりあえず以上です。

○議長（久保智君） 執行部の答弁を求めます。管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） それでは、岡村議員のご質問に対してお答えします。まず、第1点目の議員お尋ねの、どのようなごみ減量施策これを講じているのかという、各市町のそれぞれの施策になりますので、私から直接お伝えするというのはご勘弁いただきたい、ただ尾鷲市については話はさせていただきます。まず尾鷲市では、広域でのごみ処理整備、これを見据えてですね、平成25年から今の指定ごみ袋制度を取り入れておまして、減量に取り組んでいまして、その実態を申し上げますとですね、25年に有料化したと、有料化を実施した後、その年については減量化24%減量しました。しかし、それがずっとは続かず、その後はですね、リバウンドしてます。下がったり上がったり、リバウンド状態。これだと一定の状況なってますので、そうすると我々としては今、尾鷲市としては今自主的にですね、要するにごみをいかにして減らすかっていう、全市的な削減計画を実施しております。まず第一に、具体策として市民の皆さんに啓発活動をきちんとやっていこうと、それについては尾鷲市ワンセグありまして、毎日毎日2回ほどごみの減量について啓発のPRをやっております。月に1回の広報紙にてポイントを定めながら、こういうことにご協力いただいている、ポスター、チラシ。先だってもセミナーを開催したところです。一方ではポスター、チラシもやりながら資機材、資材購入料の補助金も一部出しております。というようなことで、今取り組んでおります。一応、事務局の方で取りまとめるようですので、各市町におけるごみ減量施策あるいは施設規模の算定式については、後ほど事務局長から答えさせていただきたいと思います。次の施設規模の算定式、繰り返しになるんですけどもね、まず計画中の施設規模っていうのは1日当たり64トン、これ検討してるわけですが、今これで。それについての施設規模の算定式については、これもやはり根拠っていうのがありますから、平成15年の環境省の通知であります、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要領の取扱いについて、で示されてる算定式これを用いております。この算定式の内容についても事務局長の方から後ほど説明させていただきます。3番目のですね、各市町のトン当たりのごみ処理単価、これについても先ほど申しましたとおり、各市町のトン当たりのごみ処理単価についてはですね、各市町で把握してる数値となっておりますので、これについても事務局の方からお答えさせていただきたいと思います。最後のこれも私初めて聞いたんですけども、要するに使用可能なごみ処理施設との併用、まずこの件をお答えする前にですね、まずその構成市町の既存施設、先ほど言った5つあるんですね。紀北町で2つあって、尾鷲、熊野、それから紀宝、御浜町、5つあります。現在20年以上稼働してる。要するに建ってから20年稼働してるのが、こういう施設がほとんどなんですけども。また尾鷲のことで大変恐縮なんですけども、尾鷲市はもう33年経ってんですね。稼働するときになったら37年、要するに施設が持つかどうか、そういう

際どいところになっております。そういう状況で、1つは既存がだいぶ古くなると。もう1つはですね、構成市町にはそれぞれの事情があり、もう11年前から広域化に向けて長きにわたって検討してるということもご理解いただきたい。ですから、広域ごみ処理施設整備については、組合設立の際にですね、各市町議会の議決をいただいたうえで、今本事業を一部推進していると、こういう形で進めておりますので、ご理解いただきたい。お尋ねの今後も使用可能なごみ処理施設との併用という部分についてはですね、全く私は考えも及んでおりません。要するに、もちろんその施設がどこの市町の施設か、あるいは私としては把握しておりません。尾鷲じゃないことは確かです。ですけども、今後使用可能なごみ処理施設との併用をお答えすることはできません。この席では私はできません。とりあえず一応4つのご質問に対して壇上から、本当に簡単なんですけども回答とさせていただきます。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、各市町の施策について、お答えさせていただきます。尾鷲市の部分は管理者がお答えいたしましたので、熊野市さんでは、熊野市ごみ減量化市民行動計画を策定して平成28年度から燃やせるごみから紙類・布類のリサイクルなどに取り組んでいると伺っております。そのほか、軟質系のプラスチックや容器包装プラスチックなどを独自の分け方で、収集・処理を行っている市町さんもあります。また、ごみの中に水分量が多いことから、水分量を減らす取り組みなどの啓発やごみの分別などに力を入れて、ごみ減量に取り組んでいると伺っております。以上でございます。続きまして、施設規模の算定式を説明させていただきます。計画中の施設規模、日量64トンの検討について、施設規模の算定についてお答え申し上げます。施設規模の算定にあたりましては、お配りしています基本計画13ページにありますとおり、算定式では、施設規模（t/日）は計画年間日平均処理量÷実稼働率、調整稼働率で求められるものとされております。広域ごみ処理施設の規模の算定にあたっては、計画処理量が最も多い供用開始年度であります令和10年度を基準に施設規模を算定しています。令和10年度の計画処理量は16,988トンでありますことから、計画年間日平均処理量は、 $16,988 \div 365$ 日で1日あたり46.5トンとなります。そして、1年間、365日のうち、補修整備や補修点検等により稼働が停止している日数の85日を差し引いた280日を稼働日数として、280日を365日で割った値であります0.767という実稼働率と、予期せぬ故障とかによる稼働停止を考慮した係数であります0.96で、計画年間日平均処理量の46.5トンを割り戻します。計画年間日平均処理量 $46.5 \div$ 実稼働率 $0.767 \div$ 調整稼働率 0.96 で63.2、小数点以下を切り上げて64。このように広域ごみ処理施設の施設規模であります日64トンを算出しております。続きまして、トン当たりのご説明をさせていただきたいのですが、積算のごみ処理単価の構成市町の一覧表をお配りしたいので、資料を基に説明させていただきたいので、議長、資料を配布してよろしいでしょうか。

○議長（久保智君） 許可いたします。配布してください。

（資料配布）

○議長（久保智君） よろしいでしょうか。お願いします。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは説明させていただきます。事務局で把握している構成市町の可燃ごみの令和4年度の収集運搬経費、人件費を含んだ概算処理単価について報告させていただきます。尾鷲市につきましては、トン当たり53,181円であります。次に熊野市ですが、トン当たり53,850円であります。熊野市の処理単価には、資源等の収集運搬費も含まれております。次に紀北町です

が、紀伊長島、海山の2施設合わせてトン当たり 107,588 円であります。次に御浜町ですが、トン当たり 91,543 円であります。次に紀宝町であります、トン当たり 88,266 円であります。御浜町、紀宝町につきましては、南牟婁清掃組合でのトン当たりの処理単価に、各市町の収集運搬経費に対し全体ごみ処理量を可燃ごみ処理量で按分した収集運搬経費を合算して算出していますので、他の市町とは計算方法が異なります。以上が構成市町の概算処理単価ですが、計算方法が市町によって異なるため、あくまでも参考数値としてご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 管理者にお尋ねしたいんですけども、先ほど前者議員にも回答されたと思うんですけども、若干重なりますけども、プラスチックごみの処理についてですけども、今後ですね、プラスチックごみの処理についてですね、今後どうされようとしてるのか、ちょっとお考えお聞かせください。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） お答えします。基本計画の中にですね、分別回収とかプラスチック、ビニールのごみの減量というのを、これについてですね、プラスチックのこの資源の分別回収などにより、ごみ減量の取組ってということは私は必要であると、必要でさっきの質問もそうなんですけどね。やっぱり分別回収は必要ですと。分別回収するための色んな基準っていうのがあるわけなんです。これはきちんと洗わなきゃなんない、これは取らなきゃなんない云々、そういったものをいかにして住民の皆さま方に協力をしていただきながら、きちんと進めていくか、その辺が一番重要なんですけども、要するに先ほども申しましたように必要性は組合としても認識しておりますので、実施主体は各市町になりますので、一緒に首長同士で色々これについてはですね、連携しながら取り組んでいきたい、このことだけはお伝えしたいと思っております。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 今管理者言われたことなんですけども、実はですね、8月26日の地方新聞、これ見ますとですね、同じことなんですけども、ある市民の方がですね、24日の説明会なんですけども、質問されたことですね、こうやって質問されてます。各市町でプラスチックの分別が進み、ごみ排出量は激減すると。削減分を加味した施設規模にすべきだと。こう質問に対してですね、市長は、これ新聞資料ですよ、記事は合っとなるかどうか分かりませんが、記事ではこう答えてます。それは考えなければならないと。大変な作業だが、規模などは考えたいと。こうやって回答しとるんですけども、この回答の真意ってのは、どうなんですか。規模を考えるつもりでおるんですか。分かります。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まずこの施設規模を計画するためには令和6年、来年きちっと決めなきゃなんないと。それでもって、設計を行って施工しなきゃなんない。これが令和10年の4月には稼働しなきゃなんないと。我々はこの想定、今やっていますんですけどね。令和6年度に先ほど事務局長の方からしましたように、1日当たり46.5トン、これを280日であれすると、1日64トンであると。施設規模を小さくした場合に、いつもこの前もそうだったんですけども、小さくした場合については64トンよりも、要するに小さくした場合に、たくさんのごみが出る訳なんです。我々としては想定としては64トン。そのごみをきちんと余らず、ずっと続けてかきとらなきゃなんない。どんどんどんどんごみは膨れ上がるんじゃないかと。しかし今のところは64トンでスタートしたいという思いは十分あります。ただ、この一年間でどれぐらいの検討ができるのかっていうことは、今検討

してる最中でございます。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 実はですね、12ページのグラフですけども、12ページ基本計画書のですね、12ページ開けてください。このグラフ、計画処理量の推移及び将来推計ってあります。実は算定式につきましては、全国色んなとこ私調べました。ほとんど同じ算定式でございます。算定式自体はここは特異な算定式使ってません。ここ国の平均使つとるんだと私は思ってます。問題はですね、このグラフですね、よその市町、主に都会とか色んな、新宮なんかも見ましたが、あるいは滋賀県の野洲市ってところもあるんですけども、そういうところはですね、このグラフは急減してないです。フラットに近いんですね。ここは急減したと、下がってます。当たり前です。人口がもの凄く下がってますんで。下がってます。しかもこのグラフにはですね、プラスチックごみとか各市町の減量の努力の推定値は入ってないと思うんですね。基本計画書の10ページ見ますとね、11ページですけども、11ページには1番と2番、家庭系ごみと事業系ごみの推計方法書いてます。これにはですね、実績単位を基にトレンド法を用いて令和30年度までの各年度における推計、推量を算出したと。これ人口減入ってます。プラスチックごみの減量とか、あるいは減量化取り組み、これは不確定ですんで入ってないはずなんですわ。このトレンド法もですね、私こないだネットで今流行のチャットGPTで、ちょっと調べたんですけど、こうなってます。トレンド法、たぶん分かる方はこの中にはあまりほとんどいないんじゃないかと思えます。私も分かりません。こうありました。トレンド法とは、ある要素の変化に注目してその傾向を分析する手法で、トレンド分析はマーケティング戦略を練るうえでのキーポイントとなりますと。たぶんこれトレンド法使って計算したのは、おそらくコンサルだと思います、おそらく。この意味でですね、人口急減あるいはプラスチックごみの減量あるいは減量化の取り組みの各市町の努力、この数値が入ってないと思います。何でかと言いますと、例えばですね、令和4年度のですね、実は推定値、各自治体の推定値、紀北町の例で出しますと、令和4年のこのグラフはですね、5,916トンです。この推定値は、トレンド法で出したんでしょうね。ところが実績値は5,625トンでした、のはずです。300トン差ついてます。逆に尾鷲の場合は5,088トンで5,224トン、逆に増えてます。紀北町減ってます。これ減量化の努力かどうか分かりません。熊野市は4,657トンに対して4,783トン。つまり令和4年度でもこれだけ誤差があるんです。誤差があるんです。だからここはね、この令和30年、この推定値で言いますと、32.7トンなんです。12ページにあります。1万1,671トン、全5市町で。日にすると32.7トンです。この時に64トンの施設のままですと、空だきとは言いませんけども、大きな釜で少しのご飯炊いとると。そういう状況になってくる可能性大なんです。となるとですね、効率はもの凄く悪くなります。この時はもっと低くてもええです、ただし最初のごみが多いんで仕方なく大きなのしやる。よその市町に対して急減がすごいんですね。私はこれ以上急減するという思いがありますけども、根拠はさっき言った減量化の努力と、それからプラスチックごみですね、これで急減するんです。そうになったらガラガラで焚かなあかんです。ガラガラで焚いても一緒やと考えている方がおると思います。違います、全く違います。例えば、今皆さん焼却施設やっとなとこよく分かつとると思いますけども、バグフィルターってあります。これ非常に大事なやつです。バグフィルターは大きなものと小さなものでメンテナンス費用違うはずなんです。(聴取不能)バグフィルター自体が小さくなります。それと先ほどいみじく言われました、市長が言われました、事務局長も言われました、ダイオキシンを出さないために850℃まで上げるんです。当たり前ですね。上げるんです。

そのための連続運転です。つまり何回も言いますと、小さな窯をですね 850℃まで上げるのと、大きな窯を 850℃まで上げるの、これは燃料が違うんです。だから私は効率も悪くなるし、メンテナンスの費用も高くなるということでございます。私今ざっと説明しましたけども、説明し過ぎました。このことについて何か見解がありましたら、分からなかったら分からないで結構でございますけども、ありましたらお願いします。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） この12ページの資料、10ページの将来人口の集計、これはやっぱり一つの根拠に基づいた形の中で、平成26年に7万6千人強いたのが、令和30年には3万6千人ぐらいに半減してると、これは一つのその人口統計の中での、そういった中であれした場合に、これも一応我々だけでやっただけではなしに、正直言ってコンサルと話しながらそれぞれの5市町の状況を踏まえて、これから20数年後にはどうなんのかって、そういうごみの要するにどういう形でされていくのか、確かにそれについてはあんまり反映されてないと数字的にはどうかもわかんないですけども、一応こういう結果をベースにしなが、64トンが相応しくなる。当初は72トンだったんですね。皆さん方72トンだから要するに災害なんかいつ起こるか分かんないから、それは置いといて、通常だけで64トンでやれというような話。災害は災害が起きたときに、また別に考えましょうっていうことで、72トンから64トンに下げたっていう経緯がございますので、これもご理解いただきたいと思っております。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 今災害のこと言われましたけども、これ15ページあたりに載ってますんで皆さんもしあつたら見てもらったらよいと思いますけど、これは三重県がですね、災害の時は他市町とお互いに協力しようと、そういう指針が出ております。それを踏まえて私が減らした。別にそれが悪いとかええとかじゃなくて、そういうことだと思えます。それも私は知っております。私が思いましたのは要するにですね、後で見ましょか、これをならせっていうことでね、平均化しろっていう話なんです。高いときにまだ使用できる可能性のあるところで、使ったらどうかということをお今日のメインにしたいと思っております。これはまた後で触れますので、質問に入りたいと思えます。もうちょっと詳しくその前段としましてですね、ちょっと皆さん、事務局長あたりに聞いた方がいいんかなと思いますけども、実際に算定式でございまして、令和4年度ですね、紀北町、尾鷲市、熊野市のごみ処理施設の過去5年間の平均稼働日数をお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 構成市町の各施設の稼働日数をお知らせします。尾鷲市なんですけど、1号炉、2号炉ありますんで、1号炉が5年平均で約204日、2号炉が約205日、熊野市が1号炉が約217日、2号炉が約222日、紀北町の紀伊長島施設が約153日、海山施設が約180日となっております。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 分かりました。各市町、3市町ですけども、ばらばらなようですね。この稼働日数見ますとですね、なんとなく実態がよく分かると思えます。尾鷲が200ちょっとですね、200日ちょっと。熊野市が約220日くらいですね。紀北町160日それくらいですね。これ見ただけで実態よく分かります。どんな状況かということですね、さっき280日で計算してまして、こ

うということ見ますと、ちょっとゆとりができとるんですね時間的に、時間的に言いますと。特に紀北町、100 何日と、だいたい稼働しとんのは年間の半分ぐらいです。そういうことでよく分かります。これまた後で触れます。それでですね、これはもう一度いきますと、土日祝日は入っておるわけですね、休みですね。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 3市町とも基本的には土日祝日は処理は停止しております。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 基本計画12ページ、グラフですね、この時の令和4年、令和10年、令和30年、令和4年度は去年ですね、10年は稼働予定の年ですね。これグラフの一番最後です。各自治体の想定ごみ処理量をお聞かせ願います。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは各市町、今言った令和4年、10年、30年の計画処理量をお答えいたします。まず5市町で令和4年度ですけど、19,345。市町別で尾鷲、熊野、紀北、御浜、紀北の順番に読み上げます。5,088、4,667、5,919、1,537、2,134。続きまして令和10年度の推計値です。5市町全体で16,988、市町別で4,405、4,046、5,184、1,398、1,955。最終年度の令和30年度ですが、11,946、2,956、2,733、3,855、1,021、1,381。以上でございます。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） これあのグラフの値だと思います。グラフは棒グラフ、積み上げの棒グラフになってますんで、それを聞かせてもらいました。ここで見ますとですね、紀北町は人口は3番目だと思いますけど、ごみ処理量は一番多いんですね。これはさっき見た事業ごみが多いと、事業者が多いってということもあると思うんですけども多いです。これ聞いてあれと思いましたのは、令和30年度ですね、30年度見ますと尾鷲市と紀北町の差がですね、尾鷲市が2,956トンです、令和30年度。紀北町がですね、3,855トン、1,000トン近く紀北町が多いと。人口はたぶん逆転しとるかも分かりませんが、逆転してもそれほど多くないと思います。1,000トン近く違うと。あれと思いました。これ見てやっぱり思いました。紀北町はもっと減ります。減ると思います。減量化の努力これからやってきますんで、あれはプラスチックごみも入つとると思います。ということは、このやっぱりグラフ自体は減量化のあるとか、あるいはプラスチックごみの減量、これについてはほとんど想定してないだろう、こうやって私は推定します。ただトレンド法をあまり知りませんもんで、はっきり言いません。これはコンサルに聞かないとちょっと分かりませんが、だからこのグラフは私はこのグラフを根拠にするのはどうかなと思っております。少なくとも64トンにつきましてですね、これはたぶんグラフの最初の年に、平成26年ですか、このあたりの時に計算したんじゃないかなと思います。令和10年度ではもっと下がつとるんじゃないかなと思います。だからそういったところももう一遍見直すべきじゃないかなと、私はこう思います。じゃあ次にちょっと質問いきます。またこれは後で、後でまたやりますけども。焼却炉ですね、本当に計画してる焼却炉、24時間運転を想定している理由を簡単に述べてください。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 24時間運転の簡単な説明になりますが、24時間運転では炉内を一定温度に保つため、安定的に処理ができます。また、立ち上げ、立ち下げを繰り返す必要がないため、燃料コストが削減されますので、24時間運転を想定しております。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） その通りだと思いますけども、私ちょっと補足させていただきます。1つはやっぱりダイオキシン対策ですね。850℃以上の焼却温度が必要と言われました。その通りです。850℃以上ずっと保ちたい。24時間運転は効率がええわけです。その他に、温度の上げ下げしますと、炉が痛みます。炉はご存じやと思いますけども、私はちょっと専門が機械やもんでちょっと言いますが、炉の壁ですね、炉壁これがですね、上げたり下げたりすると息をするんですね。あるいは温度が変化すると痛むんです。だから24時間運転の方が寿命が長いと、こう言われます。痛みが少ない、効率がいいんです。これもあります。それから、燃料の節約できます。当たり前ですけども。室温からですね、室温から850℃まで上げるのも大変なんですね。ダイオキシンも出ます。850℃になってからごみを投入するような状況でございます。大きな施設だとよけ大変なんです。連続運転楽です。しかも小さな施設だと楽です。こういう理由がある、だから私は24時間運転、私は24時間否定しません。そうすべきだと思ってます。ただ稼働日数につきましては、たぶんさつき紀北町とか言うたように、ゆとりができてきたらたぶん日数を減らすんだと思います。日数を減らすんだと思います。1日交代ではなくて、日数を減らすんだと思います、と思ってます。もう1点お聞きします。焼却炉ですね、1炉でなくなんで2炉にしたのか、この理由をお願いします。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 今ご質問の焼却炉を1炉ではなく、2炉にした理由でございますが、基本計画にも示させていただいてますが、炉の設定の考え方としまして、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要領の取扱いについて、その取扱いによれば、ごみ処理施設の焼却炉の数は原則として、2炉または3炉とし、炉の補修点検時の対応、経済性などに関する検討を十分に行い決定することとされております。また、新しい広域ごみ処理施設が整備された場合、5市町の可燃ごみ処理施設は本施設に一本化されます。他の処理施設、処理可能な施設が地域内に存在しないこととなるため、1炉構成とした場合、故障や修繕による炉の停止が5市町の可燃ごみ処理の停止に繋がりがねないということから、新広域ごみ処理施設整備における炉数は2炉または3炉を前提として検討を行いました。検討結果から、広域ごみ処理施設の炉数は2炉構成といたしました。以上でございます。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 全国的に調べますとですね、やっぱりほとんど8～9割ぐらいですね、2炉構成になってます。今事務局長言われたとおりです。1炉が故障した場合とか、そういった場合に2炉だったら、まだ助かると言いますか、運転できます。つまり信頼性、あるいは冗長性を良くするため、そのために2炉構成なんです。本当は1炉の方が安いんです。64トンで1炉やったらですね、32トンで2炉より安いと思います、建設費用。ただ信頼性のために2炉必要なんです。ということはですね、2炉より3炉、4炉なったらもっと信頼性高いついていう、もっと楽なんですね。費用が高いけど。そういうことちょっと頭に置いていただきたいと思います。2炉を3炉、4炉にしようというんじゃないですよ。そういうこともありますということでございます。将来ですね、ごみ処理量が減った場合、R30年度ですね、私32トンと言いました。このグラフですね、もっと下がるか分かりませんが、このグラフでも32トンです、32.7ですね、R30年度は。この時に64トンの窯ですね、炉ですね、32トン、32トン。どうやって運転する、どうやって調整するか。どう思われますか。お聞きしたいです。

○議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 施設稼働は20年を目途としておりますので、施設稼働20年目の令和29年度のごみ量は稼働開始年度の令和10年度のごみ量に対して約70%ほどの量になると推計されています。そのような中で広域ごみ処理施設においては全連続の運転を行っていくことができるということを、処理方式を選定するにあたって行ったサウンディング調査の際にですね、事業者の方から確認しております。また、今回の広域ごみ処理の計画におきまして、事業期間20年として検討しておりますので、それ以降のごみ処理の計画につきましては、次の段階を考える時期になったところですね、その後の運転の方法なども含めて、施設や設備、運用のあり方などを考えていくこととなります。以上でございます。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 今事務局長が言われましたのは、今後考えていきたいというようなことやと思いますけども、令和4年度ですね、地方新聞あります、令和4年の。これにはこうやって書いてあります。これが正しいかどうか分かりませんが、2基の焼却炉、24時間稼働は1基の稼働は補修整備や点検などを差し引いた年間280日、災害発生を想定した災害廃棄物処理の必要余力を10%と見込んでも、稼働日数を調整すれば1日64トンの処理能力で対応できるとして試算したと。これが64トン出したときです。その時に後年度の排出量減少には稼働日数を減らして対応していると。この時はそう思っただけかも知れません。私は稼働日数減らしても対応するんだと。それでもやっぱり効率悪いんですね。一番いいのは、稼働日数上げた方がいいんです。その方が効率ええんです。せっかくの設備がですね遊ばせとく、もったいないですね。今の紀北町もそうです。ゆとりがあります。ゆとりがあり過ぎるんですね。それはなぜか、64トンで最初作るから。最初だけ64トン必要なんですね。あとは要らないの分かっています。ただ少なくなるの分かっています。これが大きいんですね。だから私は山を削れって言うんですね、プラごみの。いうことなんですけども、ちょっと私ここで話させてもらいます。現在、私紀北町のことしか分かりませんので、稼働可能なのは熊野は可能かどうか、尾鷲も稼働可能かも知れません。それ分かりませんが、紀北町の場合ですね、6月議会でこういうことがありました。現在、長島と海山地区にRDF施設、ごみ処理施設ね、2基あります。処理能力、最初の処理能力、作った時ですね、合わせて8時間運転で41トン。平成4年度の処理実績ですね、さっき150日や180日言いましたけども、これは8時間で19トンでした、両方合わせて。ということは計算上ですね、計算上ですがもっと落ちると思いますが、計算上ではまだ8時間で22トン燃やせると、処理できるという計算になります。私最初思ったんです。まだ使える施設があるのに、使わずに新しいのに変えてしまう、もったいないなと思ってしまったんです。ただ、それの方が費用は高くつくとか安くつくとか、これは別ですよ。それは分かりません。分かりませんが、もったいないなと思ったんです。それによって、このグラフですね、12ページのグラフ、これ山の方を削って上の方を削って、この間だけこのゆとりのあるところで使えば、効率いいんじゃないか、小さな炉でできるんじゃないかと、こう思ったわけです。それが上手くいくかどうか分かりません。ただ、ここでもういっぺん考えて下さい。紀北町のトン当たりの単価ですね、10万円超えてました。これ2基あるもんでやと思います。2基をこのまままだ運転する予定みたいなんですけども、ゆとりあるまま使っています。10万円かかるんですね。2基あるんだしたら、よその町の、市町ですね尾鷲、熊野あるいは紀宝、御浜町、あそこのをこちらで燃やしたら、そのゆとりの部分ですよ、燃やせればですよ、全体として初めの64トン減るんですね。64トンより高いかも知れませんが減るんです。そのあたり山が、この山が平坦と言いませんが多少なくな

ると。大変ですよこの作業が。ただこれを検証してほしいんです。私の言う方がかえって高価になるんだったら、64 トンのままで、ここはええと思います。安なるんやったら考えてほしいんです。各市町とも安なるんだったら、と思うんです。私はここで言いたいのは、検証してほしいと、それを。もう閉まっとるかと言いますが、まだ物理的には間に合います。入札してません。物理的にはですね。非常に大変なことは分かります。検証する時間あるかどうか分かりません。検証してほしいんです。検証が間に合わなかったら、検証するまでスケジュールを延ばしてほしいんです。それについて、管理者何か。

○議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） この広域化、ごみの広域化っていうことについては、何度も申し上げてますように、11年前から検討して今現在に至ってこういう現状にあるっていうことはご理解いただきたい。そういったなかで、ごみの減量化なんたら一番大きなポイントについては、要するにもっともっと64 トンから1日当たりどンドンどンドン減ってくんじゃないか、そういうようなこれは前々から聞いてます。ただ我々としては、令和10年にはやはり64 トンは必要であると。ましてや280日、280日稼働して64 トンなんですね。それが240、土日休みなったら、またもっと増えると思います。そういう形のなかで、やっていくというようなことなんですけどね。もうちょっと広域化の、何で広域化を要するに5市町で考えるようになったかと1つ考えたんですね。どこともやっぱ要するに老朽化してると、一番新しいのであったとしても、紀北町の紀伊長島のリサイクルセンターでももう20年経ってるわけなんですね。尾鷲市に至ってはですね、もう33年なんですね。何とかしなきゃなんないと。いつ潰れるか分かんないと。そういった老朽化に伴って、何とかしなきゃなんないっていうことは、おそらく11年前から言われたと思うんです。それと同時にですね、今やはりこのごみ処理施設設備、こういったものがどンドンどンドン新しくなってですね、それはやっぱり要するに公害問題云々等々を言われてるなかで、それをきちんと処理する能力の機械というはものすごいやっぱり日進月歩進んでるっていうような、こういうまず第一に言えることは要するに私はもうこのことが言えるんじゃないかと。それと同時にですね、我々は20年間新しい広域ごみ処理施設を作った場合に、単独でやる分とあるいは要するに5市町でやるの、これ火を見るより明らかなんですね。運営費については5市町がそれぞれやっとして運営費かかった、それを5市町でいっとったら運営費どんと下がります。そんな話も受けまして、やはり広域でやるべき、それが私の申し上げたいのはこの要するに基本計画の中の一番最初のページの、要するに基本方針ですね、この6つのことがあって、だから要するに大きな話の中で経済性に優れた施設を作らないとですね、基本的には5市町ではできない、これが要するに大きな条件なんです。他に5つの基本方針を掲げたなかでですね、進めてるっていうのが現状でございますので、是非ご理解いただきたいと。

○議長（久保智君） 岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） あまり時間ないのであれなんですけど、今いみじくも言われました。経済性の優れた施設なんですね、まさしくその通りだと。それなら小さいので間に合うんじゃないか、ぎりぎり間に合うんじゃないか、その方が経済性優れとんです。ただし、最初お金要るかどうかちょっと分かりません。私はそういう意味で言ってます。私は5市町そのまま30年まで作れって言うなら作ってもええんですよ。私するなっていうんじゃないし、小さいのでコンパクトに作れっていうことなんですよ、私の言いたいのは、そうですね。私今急にここで言われましてですね、管理者も副管理者もすぐに答えできんと思いますもんで、私こう思とんです。結論言いますとね、まだ寿命

のある紀北町のごみ処理施設と他の施設もあるか分かりませんが、しばらくの間併用すれば施設規模を小さくできる。建設費用を安くなる、さっき言いましたバグフィルターも小さくなったりして、運営費や環境負荷、燃料代、そういうのも低減し、結果として構成市町の住民の負担が軽くなるのではないかと、トータルとして。このことについて、私は執行部と我々組合議員、組合議員も責任があります、責任はあると、一緒にですね、検証委員会などの場を設けるべきやと私は思うんです、このことについて。今急に言われても返事できないの分かってます。私は検証委員会を作ってもらいたいと思います。これを組合議員の皆さまにもお願いしたいんですけども、この案について色々検証して、その結果を基に64トンなり48トンなり進めば、私はええと思います。なおですね、これは各市町の問題もありますんで、なかなか難しいと思います。ちなみに、紀北町ではですね、10月12日にこの件を含めまして、私の提案も含めましてですね、全員協議会開くことになっております。どうなるかは分かりませんが。私が言いたいのは、提案したいのは、執行部と組合議員で検証委員会設けていただけないですかと、これ質問でございます。以上です。

○議長（久保智君） 副管理者。

○副管理者（尾上壽一君） 紀北町です。まず、今度全協開かせていただきますのは、全協の表題を打ち合わせしております、環境アセスについての説明ということでございますので、ご理解いただきたいなと思います。それとですね、先ほど余裕のある施設があるということで、色々お話していただきました。我々は検証したのかというなかで、私どもはしっかりと検証いたしております。10年、もしね余裕があって延ばすということになりますと、今以前も申し上げたんですけど、うちの議会では、今ごみ処理費用が先ほどよその市町より倍かかると、4億5千万、約かかるとりま。この施設ができて、その処理費が1億5千万済みです。3億違いがあります。3億違ったなかで、これ1億を数字的にどこかおかしって言われたのをカットしたとしても、2億の違いがございます。これを我々の紀北町で他市町のごみを受け入れたときに、2億の10年あれば20億になります。20億、どこからお金が出るんですかっていう話ですが、この広域ごみですね、施設をやるときにおいて、交付金とか循環型社会のこういった起債をかけます。そういう起債をかけたときに紀北町が約9億の負担でこのごみ処理施設が建設できるわけなんです。だから皆さんの受け入れて20億かかりました、10年かかりました、炉を小さくしました、炉を小さくした経済性と我々が20億持たなければいけない経済性ですよ。10年とした場合ですよ、皆仮説です。だからそういったこと考えたときに、我々としてはこの金額のごみ処理費用をかけ続けることはいけない、できない。そういうことでこの広域ごみ処理を、市長も言われた前任者の時から我々としては議論してきたわけございまして、そういったまずはこれだけ財政的に厳しい市町でございます。まずはそういった財源、明らかにこの処理費用というのは交付金とか、そういう起債がききません。純然たるものですよ。2億あれば、うまい事業作れば6億の事業できます。そういったことも考えてからですね、私としてはしっかりとこの5市町でして、そういう建設費用も安く、運営費も安く、そういったことを検証したうえで、今まで提案してきたつもりでございます。以上です。

○議長（久保智君） 岡村議員に申し上げます。時間が過ぎましたので、よろしく願いいたします。

○6番（岡村哲雄君） 私の最後の質問を検討していただきたいと思います。これで質問を終わりたいと思います。

○議長（久保智君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○5番（入江康仁君） 議長、議事進行。

○議長（久保智君） 入江議員。

○5番（入江康仁君） これ議案第8号の終わりに言おうと思ったんだけど、今回の議会はね議長、第7号と第8号議案ね、主な議案ですよ。そのなかで、議案8号に対してですね、答弁がまともな答弁だけない。南議員が言われた、審査委員の報酬19万1,400円に対して、何回審査が行われたか、こんな単純ななかで委員会のメンバーとかの質疑があったけど言えない。皆これが4年度ですから決算は、皆積算根拠をもつての数字なんですよ。予算つうのは数字なんです。そして、岡村議員から質疑があった不用額に対してですね、派遣職員人件費の負担金の余り不用の不用額276万6,590円、これに対してのどのような、何で不用額になったかということも答えられなかった。このようなことは予算で、何時間の時間外という、こういったですね、時間外のあれが余ったから、それは当然予算の時に何時間で、1時間いくらのもんが何時間でこっだけ使いますと。だからそれが時間外がこっだけだったんで、こっだけの時間が余ったんで、不用額としてこの金額が出ました、こういうことも答えられない。そして。

○議長（久保智君） 入江議員に申し上げます。ちょっと聞いてください。先ほど決算については承認されましたので、そのことを前提にお願いいたします。

○5番（入江康仁君） いやいや、承認じゃない、議事の進行だから、あなたに対しての質疑だから。議事の進行に対して言っとるわけだから。その予算に対してごたごた言っとんじゃないんだから。答えられないってことは、こういうことは駄目だよと、あなたから言って欲しいから言ってんですよ。最後まで聞いたら分かるから。それで最後、世古議員の弁護士費用に対して、報酬に対して49万8,000円に対してね、何回相談に行ったか、当然これは私は最初の時にも、組合議会の時に弁護士費用っていうのは要らないだろうということも私は言った。そんだけ重要な相談があるから顧問弁護士として、行った回数は知らないっていうことはないですよ。相談に行ったか行かないかっつうことは大きな問題があるから相談に行くんだから、記憶にあるですよ。ないんだったら無い、行ったのは何回ってそれくらいは当然答えられるだろう。こんな予算のね、審議私よっぽど反対しようかなと思った。当然そこで私今何を言いたいかったら、議長からそういう今回限りでこのようなね、答弁の仕方は注意していただきたい。今日も傍聴人もたくさんいるよ。なんなんだこの議会は、思ってるよ確かに。だから今回限りは私はこれ辛抱するけど、これからは1つの答弁に対して皆議事進行してやりますよ。それを十分ちょっと執行部に注意していただきたい。そのことに対して議長に要望ときます。

○議長（久保智君） 承ります。今おっしゃいましたことも含めて、また執行部の方にも申し上げておきます。

閉 議

○議長（久保智君） 以上をもちまして本定例会の日程はすべて終了いたしました。閉会に際し、管理者より挨拶があります。管理者。

管理者の挨拶

○管理者（加藤千速君） 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。本定例会への提出議案に

つきましては慎重にご審議をいただき、いずれもご承認を賜りまして誠にありがとうございました。また、色々いただきましたご意見は、今後の組合運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉 会

○議長（久保智君） これをもちまして、令和5年第2回東紀州環境施設組合議会定例会を閉会いたします。皆さま、本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 12時47分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 久 保 智

署名議員 仲 明

署名議員 奥 峪 康 之